

川崎市立看護短期大学

目 次

I	認証評価結果	11
II	基準ごとの評価	12
	基準1 短期大学の目的	12
	基準2 教育研究組織（実施体制）	14
	基準3 教員及び教育支援者	16
	基準4 学生の受入	19
	基準5 教育内容及び方法	21
	基準6 教育の成果	25
	基準7 学生支援等	27
	基準8 施設・設備	30
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	32
	基準10 財務	35
	基準11 管理運営	37
III	意見の申立て及びその対応	40
<参 考>		43
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	45
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	46
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	47
iv	自己評価書等リンク先	53
v	自己評価書に添付された資料一覧	54

I 認証評価結果

川崎市立看護短期大学は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

当該短期大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 自己評価委員会の活動の一環として、学長・助手を除く教員が、卒業生の就職先や実習施設を訪問し、関係者及び卒業生から意見を聴取することにより、短期大学が学生に身に付けさせようとする学力、資質、能力の達成状況を把握し、教育内容や学生指導の改善を図っている。
- 学生が常時使用できる環境として、グループワークコーナー等が整備され、自主的学習環境として効果的に利用されている。
- 独自の奨学金である川崎市立看護短期大学奨学金を設けている。

当該短期大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されているが、平成15年度以降の3年間に常勤の教員総数のほぼ6割が転出しており、その補充は行われているものの、転出の事由は別として、継続的な教育研究の実施に向けた基盤の確立のための更なる努力が必要である。
- 教員の採用や昇任における教育上の指導能力の評価方法等については、必ずしも十分とは言えない。
- 各学年において必要単位未修得者数が多い状況に対する対策が十分とは言えない。

II 基準ごとの評価

基準1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

学則において、「看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成することを目的とする」と定め、併せて教育理念を「生命の尊厳と人間理解を基盤に、豊かな人間性を培い、思いやりの心と専門的知識に基づいた的確な判断力を持ち、健康支援のための看護実践能力を有する人材を育成する。さらに、生涯にわたり専門性を追求し、保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる人材を育成する」とし、教育目標を「人間を深く理解し尊重できる態度を養う。看護の対象となる人々の健康状態を科学的根拠に基づいて的確にとらえ、必要な看護を判断できる能力を養う。それぞれの人の健康を支援する看護を実践できる能力を養う。保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養う。生涯にわたり専門性を追求できる基礎的能力を養う。」と明示している。

これらのことから、短期大学の目的が、明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学は、看護の専門領域に関わる教育研究を行い、教育理念に示されたとおりに「看護実践能力を有する人材を育成する」とことと「保健医療チームの一員として地域社会に力強く貢献できる人材を育成する」ことを目指して、看護師という職業に必要な能力の育成に取り組んでおり、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学生には、当該短期大学の目的・教育理念・教育目標を記載した『学生ハンドブック』を配布し、4月の学年当初のオリエンテーションの場で学長、学科長が講話を行っている。

また、教職員には、適宜周知を図っており、新採用時には、学科長が当該短期大学の目的、教育目標を説明している。

これらのことから、目的が短期大学の構成員に周知されていると判断する。

1－2－② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的は、短期大学ウェブサイトに掲載されている。また、大学案内、年報、『自己点検・評価報告書』にも教育理念・教育目標とともに記載している。オープンキャンパスでは学科長、教務委員長が教育理念・教育目標を含む当該短期大学の概要及び教育内容を説明している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、その目的、教育理念、教育目標に対応した看護学科で構成される単科の短期大学であり、学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

教育理念における「生命の尊厳と人間理解を基盤とし、豊かな人間性を培う」ことと、「看護実践能力を有する人材を育成する」ことの融合を目指して、当該短期大学設立時に設置されていた総合教養科目の学習内容及び開講年度の見直しを行い、平成17年度入学者から新教育課程が実施されている。教養教育は基礎科目として位置付け、必修10科目、選択6科目を設置している。まだ移行期であるため、現時点では、科目のすべては開講されていないが、カリキュラム形成評価会議を構成する委員を中心に、教務委員会委員及び非常勤講師と連携しながら、新教育課程についての検討が行われている。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

学則に基づき、最高意思決定機関として教授会が置かれ、学科及び教育研究組織の制定・改廃、教員人事、予算、教育課程の編成・履修、学生の入・退・休学並びに卒業、厚生補導・身分等について審議している。平成17年度は15回開催されている。

また、教授会のもとに、教務委員会、学生委員会、実習調整委員会などが設置され、教育活動に係る具体的な事項について教授会に報告・議事提案している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務委員会は、教授・助教授・講師の中から教授会で選出された教員6名及び事務局職員2名で構成されており、教育課程、授業時間割、履修指導などに関して実質的な審議を行っている。平成17年度は18回開催されている。

これらのことから、教務委員会の組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

当該短期大学は、学校教育法、短期大学設置基準に基づき川崎市立看護短期大学条例によって設置されている。教職員の組織については、設置目的に従い、学則で学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員その他必要な職員及び学科長を置くこと、非常勤講師を置くことができることを明記している。教員数は、所管局との協議で30名と規定されている。また、22名の非常勤講師が任用されている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

基礎科目については、新教育課程の1・2年次10科目開講中4科目を3名の専任教員（うち2名は専門基礎科目も担当）、6科目を7名の非常勤講師で担当している。

専門基礎科目については、4名の専任教員と13名の非常勤講師が担当しているが、専門性の高い分野に関しては川崎市立病院の医師15名がゲストスピーカーとして講義している。

専門科目については、主要科目との関連で、専任教員が確保され、さらに、主たる実習施設である川崎市立病院の看護師が非常勤講師として2名派遣されている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

当該短期大学の専任教員は、平成18年5月1日現在、教授7名、助教授7名、講師7名であり、短期大学設置基準を満たしている。また、保健師助産師看護師法に基づく、学校養成所指定規則の看護師学校養成所の指定基準についても、看護系の専任教員16名（講師以上）及び助手9名の計25名が看護師免許を有していることから指定基準を満たしている。さらに、在宅看護学担当教員は3名全員が保健師免許を、母性看護学担当教員は3名全員が助産師免許を有している。なお、平成15年度以降の3年間に常勤の教員総数のほぼ6割が転出し、それに伴う補充が行われている。

これらのことから、教員の転出入が多く、教育研究の継続性を見地からその不安定さが危惧されるが、転出に伴う補充は行われており、看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されていると判断する。

3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

年齢構成は、60代2名、50代6名、40代9名、30代13名である。性別は、看護学系教育機関の特性として女性が多く、女性比率は、教授57%、助教授71%、講師86%、助手100%であるが、平成17年度には看護系専任教員の男性講師を採用し、当該短期大学に在籍する男子学生15名（6.1%）の支援にも対応している。教員の採用では、原則として公募制を導入している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

当該短期大学の教員の採用や昇任に当たっての基準は教員選考基準に定められており、人格、学歴、職歴、教育研究業績並びに学会及び社会における活動に基づいて行うこととされている。職位ごとに教育歴又は研究歴の年数、看護師としての職歴年数などを明示している。教員選考基準の運用については、教員選考委員会要綱に基づき、委員会が、募集、候補者の資格・適性の検討などを行い、教授会に報告する手続きとなっている。

教育上の指導能力については、書類審査と学長、学科長及び教授2名による面接審査によって評価が行われているが、必ずしも十分とは言えない。

これらのことから、教育上の指導能力の評価方法等については必ずしも十分とは言えないが、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、おおむね適切に運用されていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

当該短期大学では、平成18年度より教員の教育活動を含めた総合的な人事評価システムを導入し、教員勤務評価規程を定め、教育、研究、社会貢献、入学卒業対策、管理運営、特色ある活動の6項目に関し、教員の自己評価申告書に基づく勤務評価を毎年1回実施することとしている。また、学長を委員長とする勤務評価委員会を発足させ、勤務評価基準や勤務評価に係る審議、審査及び必要な調査などを所掌している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該短期大学の教員の研究活動が毎年掲載されている紀要及び年報、また基礎研究交付金の採択状況で報告されている内容等を確認した結果から、各教員の専門領域や担当科目の教育内容等に直結、あるいは関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

教育課程展開に必要な教育支援者として、事務局職員10名、非常勤嘱託職員7名が配置され、うち学生担当は主査1名を含めた6名が担当し、図書館担当は主査1名を含めた4名が確保されている。看護実習には、実践力のある学生を育成するため、非常勤実習助手が7名確保されている。

これらのことから、教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されているが、平成15年度以降の3年間に常勤の教員総数のほぼ6割が転出しており、その補充は行われているものの、転出の事由は別として、継続的な教育研究の実施に向けた基盤の確立のための更なる努力が必要である。
- 教員の採用や昇任における教育上の指導能力の評価については、必ずしも十分とは言えない。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは、大学案内及び平成19年度学生募集要項において、「生涯前向きに学びながら、地域社会に根ざした感性豊かな看護専門職を育てることを目的としており、次の要件を備えた学生を歓迎します。①看護を学び、将来地域医療に関与していくことに明確な動機を有する人 ②基礎的な学力を持ち、心身ともに健康な人 ③生涯にわたり持続して前向きに学び続ける姿勢のある人 ④豊かな感性を持ち、相手の気持ちを察することができ、相手の喜びが自らの喜びと感ずることができる人」と明記され、高等学校、当該短期大学志願者、オープンキャンパス参加者及び教職員に配布されている。また、高等学校訪問や進学説明会などで求める学生像を説明し、関係者に周知している。さらに、短期大学ウェブサイト上でも公表している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

一般入学試験、推薦入学試験、社会人特別選抜試験の3種類の入学試験を行っているが、一般入学試験では、学力検査を用いて選抜しており、推薦入学試験及び社会人特別選抜では、出願資格を「卒業後川崎市内に看護職として就職する意志がある人」とし、小論文及び面接により選抜している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生については、諸外国での看護師養成が4年間であるという理由で受け入れていないが、社会人としての経験を学習や今後の看護活動に活かし、在学中、卒業後もリーダー的役割を果たすことができる人材を求め、社会人特別選抜試験を実施している。出願資格は23歳以上で、常勤の会社員・自営業者として1年以上の職務経験を有し、卒業後川崎市内で看護職として就職する意志のある者とし、小論文で一次試験を行い、二次試験では面接を実施して、10名以内を受け入れている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験は、学長が入試本部長となり、教授会で選出された2年任期の委員で構成される入試委員会が主体となって、全学的な教職員の協力のもとで実施している。入試委員会は、試験の企画・実施及び合格者判定原案の作成などを扱い、試験の合否は教授会の審議によって決定する。

入学試験の実施時には、入試本部を主体とし、直接合否に関与する審査班、連絡誘導班、設備保守管理班、救護班から成る体制のもとで、判断を要する事項等は入試本部に集約され、本部長と入試委員との合議で最終判断を下し、対応を必要とする部署に指示される。さらに、合否判定にかかわる情報の授受においては、複数人によるチェックを行い、責任の所在を明確にしている。これらの対応は、入学試験実施要領に明記されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

受入れた学生の大部分が看護師として就職しており、さらに就職先施設への訪問調査の結果から見て、概ね就職先の求める人材を輩出している。また、平成14年度には在学中の推薦入学者の成績を分析し、その結果から推薦入学試験における定員枠を拡大した。平成16年度には在学中の社会人入学者についても成績分析を行い、同時に教員にアンケート調査も行っており、選抜方法の改善の方途を探っている。

これらのことから、学生の受入についての検証が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

入学定員80名に対し、平成14～18年度の実入学者数は76～81名であることから、入学定員と実入学者数との関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<短期大学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

平成 17 年度から開始された新教育課程は、社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成することを目的とし、卒業認定者には短期大学士（看護学）の学位が授与されることに鑑み、「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3科目群で構成されている。

「基礎科目」は、幅広い知識と教養の習得と医療現場の国際化に耐えうる英語力強化を狙う。16 科目から成り、1～3 年次にかけて履修する。卒業要件は、必修 13 単位、選択 3 単位以上である。

「専門基礎科目」は、科学的思考の素地作り、フィジカルアセスメント能力の強化、基礎科目から専門科目への橋渡しの役割を担う。人体の構造・機能及び疾病理解の基礎となる 11 科目、医療状況と関連させ看護を広い視野から考える 6 科目の合計 17 科目で構成され、すべてが必修である。

「専門科目」は、学校養成所指定規則の主要科目を基に、卒業時の到達度を吟味し、講義・演習科目 26 科目、臨地実習を含む実習科目 14 科目の合計 40 科目で構成され、すべてが必修である。その専門領域については、基礎看護・在宅看護・成人看護・老人看護・母性看護・小児看護・精神看護を含むものであり、学校養成所指定規則の課程の要件をカバーしている。

これらのことから、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

基礎科目では、看護・医療とのかかわりを意識した教材が選ばれている科目もある。専門基礎科目は看護実践力育成の基礎的授業内容、専門科目では、病院見学実習を行う基礎看護実習を早期学習段階に設定することで、学生が医療現場をイメージしやすくしている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものとなっていると判断

する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

研究の成果をもとにして、演習指導方法等の工夫や改善を行うなど、授業の内容の充実が図られており、授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

社会人特別選抜試験で入学した学生への配慮として、他大学及び短期大学での既修得単位を 15 単位を限度に認定している。

学習に関する学生ニーズへの配慮として、平成 15 年度から毎年学生に対してアンケート調査を実施し、その結果に基づき主に看護実践の基礎となる科目の学習会を実施している。また、平成 17 年度末の非常勤講師会において、自然科学系科目における学生の既習内容・能力差を指摘されたことを受け止めて、平成 18 年度から自然科学系科目の補充教育を実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該短期大学では、1 単位 15 時間の科目は、基礎科目 16 科目中 10 科目、専門基礎科目 17 科目中 7 科目、専門科目 40 科目中 2 科目であり、それ以外の講義・演習科目の多くは 1 単位 30 時間である。さらに専門科目では 1 単位 45 時間の演習科目が 14 科目を占めており、したがって、集約性の高い時間割編成となっているが、時間割の科目配置を工夫し、学生が自主学習時間を確保できるよう配慮している。また、ガイダンス等で、学生各自の学習目標に沿った主体的な学習を支援するための履修指導を行っている。さらに、放課後に実習室を開放して、学生が技術練習を行いやすい環境を作り、自主学習を支援している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

教育課程全体を通しての授業形態は、分野の特性に応じて構成されており、専門科目では 59 単位中 23 単位が実習である。基礎科目・専門基礎科目は、それぞれの授業の目標に合わせて効果的に運営されている。授業は、科目によって学年全員で行うものと、2 クラスに分けて行うものがある。学内演習では各教員が 3～5 名の学生を担当して適宜指導を行い、学外の臨地実習も小グループで実施している。

また、当該短期大学の教育・学習の集大成としてのケースレポート作成を含む「看護学概論Ⅲ」を最終年次に配置している。

これらのことから、教育課程全体として授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、授業内容が分かるよう授業ごとに内容を記載することにしており、全学年分が『学生ハンドブック』にまとめられ、学生・教員に配布されている。学生に対して、入学時のガイダンスで、履修登録の際にシラバスを活用すること、及び履修登録した後も授業を進めていく上で活用することを説明しており、各教員には、シラバスの記載内容に沿って授業を進めることが指示されている。また、初回の授業で、シラバスの全容を説明し、2回目以降の授業の際には、その都度シラバスに沿って行われている旨の説明を行い、内容等に変更がある場合には、適宜学生にアナウンスを行っている。学生は、シラバスによって授業の概要及び使用するテキスト等を確認している。

これらのことから、シラバスが適切に作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮については、看護技術の習得のために、放課後の実習室の開放が組織的になされている。また、看護師国家試験受験準備に関しては、学習の進め方の指導及び補講を行い、学習室を設置するなどして自主学習を促している。

平成15年度には教務委員会の重点課題として、履修に関する問題を抱える学生への個人面接指導を強化し、体調不良や進路変更が理由の学生に対して解決を支援している。現在も、担任教員による学習相談、半期ごとの個別面接等を行っている。

また、入学直後に学習・基礎学力に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、希望者を対象とした自然・生命科学系の基礎的内容の学習会を開催している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、試験の成績、演習・実習の成績、出席状況を加味して評価すること、定期試験の場合では優（80点以上）・良（70～79点）・可（60～69点）・不可（60点未満）の4段階で評価し、優・良・可を合格とすることが履修規程に定められ、さらに追試験や再試験の場合についても定められている。また、授業科目の出席時間数が所定の時間数に満たないときは試験を受けることができないとも定められている。これらは、『学生ハンドブック』、実習に関しては実習要項に記載して学生に周知されている。

卒業認定基準は、3年以上在籍し、所定の単位以上を修得した者について教授会で認定することが学則

に定められており、この内容については、『学生ハンドブック』に記載して学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

複数教員が担当する科目では、担当者の合議で成績評価を実施し、多数の教員が同時にかかわる臨地実習では、関係教員の会議により成績評価の偏りの調整をしている。ローテーションで行う通年科目の実習では、半期ごとに成績評価及び単位認定を実施している。また、成績評価の偏り程度や成績についての具体的情報の共有を促すことにより、改善の検討を容易にしている。なお、成績評価、単位認定及び卒業認定に当たっては、それぞれの規程に基づき総合的に判断しており、教務委員会で確認・審議し、教授会の議を経て認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

当該短期大学では、成績評価の基準を明確に定め、それを記載した『学生ハンドブック』を全学生に配布している。成績評価に異議のある場合は、事務局や教務委員会を通じて授業担当教員に問い合わせをすることができる。科目担当者によっては、定期試験終了後、採点結果を学生にフィードバックし、成績評価に関する申立ての期限を設けて掲示している。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該短期大学は、設置主体である川崎市の保健医療体制などの整備計画の一環としての人材確保に貢献することが設置趣旨などに謳われており、「人間性の涵養」、「看護実践能力の育成」、「川崎市民の医療ニーズ対応の看護の充実」を方針に掲げる新教育課程を平成17年度から開始した。この人材育成像についての方針や達成状況を検証・評価するためにカリキュラム形成評価会議を設置し、教育評価及び科目間の連携に関する検討を行い、その内容を教授会に報告している。また、自己評価委員会の活動の一環として、学長・助手を除く教員が、卒業生の就職先や実習施設を訪問し、関係者及び卒業生からの意見を聴取することにより、短期大学が学生に身に付けさせようとする学力、資質、能力の達成状況を把握し、教育内容や学生指導の改善を図っている。

これらのことから、教育の方針が明らかにされ、達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度の卒業認定者数は70名であり、そのうち修業年限内で卒業した者は67名で、平成15年度の入学者79名の84.8%にあたる。修業年限内に卒業できない学生が10名前後いるという状況が続いている。平成17年度の各学年の必要単位未修得者は、1年生10名、2年生8名、3年生10名であり、退学者は4名である。必要単位未修得者数が多い状況に対する対策が十分とは言えないが、卒業年度別にみた看護師国家試験の合格率が、初年度を除き全国平均を上回っており、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

平成17年度の前期及び後期に実施した「学生による授業評価アンケート」結果や、学生との面談から、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が評価していると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学の人材育成目標の重要な位置付けとなる看護師としての就職者は、平成 17 年度卒業生 70 名のうち 57 名（81.4%）である。将来地域医療に関与していく人材を育成するという目的においては、平成 16 年度卒業生 71 名のうち川崎市内への就職者は 10 名（14.0%）であったが、平成 17 年度では 27 名（38.4%）と上昇した。また、過去 3 年間の実績としては、保健師・助産師養成課程への進学者が約 9% に及んでいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 11 年度以降継続して、自己評価委員会の活動の一環として、学長・助手を除く教員が、卒業生の就職先や実習施設の訪問を行っており、その際に、関係者及び卒業生から意見を聴取し、結果を『施設訪問報告書』に取りまとめている。就職先の関係者から見た卒業生の特性については個人差によるところが大きく、コミュニケーション能力の向上等を望む意見もあるが、「専門学校卒業者と比べて、事例のまとめや発表に関して優れている」、「物事を深められる力を持っている」等、思考力を高く評価されており、また、「患者の尊厳を守るという倫理観がある」という評価も受けている。

これらのことから、在学時に身につけた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するための取組が行われ、その結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 人材育成像についての方針や達成状況を検証・評価するためにカリキュラム形成評価会議を設置し、教育評価及び科目間の連携に関する検討を行っている。
- 自己評価委員会の活動の一環として、学長・助手を除く教員が、卒業生の就職先や実習施設を訪問し、関係者及び卒業生から意見を聴取することにより、短期大学が学生に身に付けさせようとする学力、資質、能力の達成状況を把握し、教育内容や学生指導の改善を図っている。

【改善を要する点】

- 各学年において必要単位未修得者数が多い状況に対する対策が十分とは言えない。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

年度当初の履修に関するオリエンテーションは、教務委員会及び事務局の企画で、新入生及び2・3年生のすべてに対して学年ごとに実施し、『学生ハンドブック』の履修概要及び履修規程に沿って、基礎科目の選択の方法や履修届について説明している。また、休学者、留年者及び仮進級者に対しては、個別に指導を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

当該短期大学では、学習相談が中心となる1・2年生と就職等の進路相談が中心となる3年生に分けて相談に対応する仕組みを作っている。

1・2年生に対しては、担任制を導入し、教員2名が1組となって、6～7名の学生を受け持つ仕組みであり、学習、適性、進路などについての支援を連携し実施している。3年生に対しては、「看護研究Ⅱ」の指導教員が学生2～5名ずつを受け持ち、進路相談・国家試験対策等の相談に応じている。

また、進路ガイダンスを、卒業生・進学者の話や個人別面接を含むプログラムで年3回実施している。

なお、担任制及び進路ガイダンスについては、学生委員会が学生にアンケート調査を実施している。

これらのことから、進路・学生相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズは、学生による授業評価アンケートの際の自由記述や、当該短期大学が企画する学習会・学内合同特別講義・看護師国家試験対策補講に関する要望の事前調査によって把握されている。

このことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

入学直後に行うアンケート調査に基づき、基礎的内容の学習会や、看護師国家試験対策の補講、模擬試験を行っており、実施後のアンケート調査では、参加した学生から良好な評価を得ている。また、その他さまざまな支援を必要とする学生のニーズに対応するため担任制を導入している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

施設等使用規程に従い、事務局に申請をすることにより諸施設を使用することができ、実習室なども授業で使用していない時は実技習得のために開放されている。また、学生が常時使用できる環境として、空きスペースに長机と椅子を配置したグループワークコーナーや、学生談話室が整備され、自主的環境学習環境として効果的に利用されている。図書館は、月曜日は10時から19時30分まで、火～金曜日は9時から19時30分まで開館している。情報処理学習室は8時30分から20時30分まで開室しており、18時以降及び休日は申請の上利用できる。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該短期大学においては、学生の自治活動のための施設として自治会室があり、運営費は後援会の補助を受け、学生委員会が指導や賠償保険加入などの支援を実施している。

学生サークル活動については11団体が登録されており、その設立・継続に当たっては、学生委員会が課外活動代表者会議への助言等を行い、さらに顧問教員による支援も行われている。また、課外活動室があり、グラウンドや体育館の使用も申請により可能である。

大学祭（青朋祭）については、学生委員会が準備に関わり、進行状況の確認、学生からの相談への対応、学内連絡調整などを行っており、青朋祭実行委員の活動が円滑に進むよう支援している。

これらのことから、学生の課外活動の支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

常駐保健師と校医（月1回）が対応する健康相談室と、カウンセラー（週1回）が対応する学生相談室を設置し、各種相談体制を整えている。また、年2回開催される保健会議において学生の保健管理に関する事項等を協議し、保健に関する担当教員を学生委員会に配置して健康・保健指導を企画している。平成18年度にはカウンセラーによるストレスマネジメントの健康教育を実施し、参加した学生に対するアンケートにおいて、95%以上の学生から「役に立った」との意見を得ている。就職・進路については、「就職・進路コーナー」を設け、卒業生の顔写真付きのメッセージを掲示するなど進路に係る情報を常時提供している。生活、学習、各種ハラスメント等、学生生活全般の相談に対応するため担任制を導入しており、オリエンテーション等で周知し、活用を図っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

健康問題により学生が学習継続に問題がある学生が生じたときは、学長、学科長、健康相談室長、事務局長等からなる「学習継続に係わる学内対策会議」に報告され、各学生に対する教育方針や対応について討議がなされる。平成 17 年度は 6 回開催されている。これらの学生は、担任及び実習担当者間での調整・指導により、順調に単位を修得あるいは卒業している。

施設・設備面では、点字ブロックやスロープを設置するなど、建物のバリアフリー対策を実施している。

これらのことから、特別な支援が必要と考えられる者への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

数年間にわたり全学生を対象にした「食事と喫煙に関するアンケート」を実施し、食生活の現状やニーズ、喫煙についての現状の把握を行っている。また、担任が学生の日常生活や学生生活上の相談からニーズを汲み取り、内容に応じて適宜対応している。生活支援等に関する学生ニーズの把握方法は相対的であるが、学生生活にとって必要なテーマごとのニーズを把握している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金は、平成 18 年度で日本学生支援機構第一種奨学金（10 名）、日本学生支援機構きぼう 21 プラン奨学金（8 名）、独自の奨学金である川崎市立看護短期大学奨学金（10 名）があり、修学資金は、神奈川県看護師等修学資金（5 名）、川崎市看護師等修学資金（3 名）がある。これらは全在学生の 43%に貸与・給付され、平成 18 年度新規奨学金貸与希望者の 96.9%にあたる充足率であり、川崎市立看護短期大学奨学金の返還率は 100%である。奨学金・修学資金制度については、『学生ハンドブック』に提示しており、入学式直後に希望者への説明会を実施している。また、各病院の奨学金制度等を学内掲示し、希望者が応募できるよう周知を図っている。

授業料免除制度は、これまでに免除申請の実績はないが、学則及び授業料等の減免取扱要項に規定されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生が常時使用できる環境として、グループワークコーナー等が整備され、自主的学習環境として効果的に利用されている。
- 独自の奨学金である川崎市立看護短期大学奨学金を設けている。

基準8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は12,375.82㎡、校舎面積は9,418.48㎡で、短期大学設置基準の基準面積を上回っており、講堂、体育館、図書館、講義室（8室）、演習室（6室）、情報処理学習室、語学学習室、基礎看護実習室等各種実習室（8室）等を有している。教員用としては、個人研究室（21室）、合同研究室がある。学生の厚生施設としては、学生・職員食堂、保健室、健康相談室、学生相談室、自治会室、課外活動室（2室）がある。さらに、学生用と教員用それぞれ談話室を設けている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

教育研究用の学内LANは、パソコン学習室のPC群、教員使用のPC群、図書館のPC群の3ブロックから構成され、これらを総合管理システムが束ね、学外とも接続されている。情報処理学習室には、PC47台、プリンタ7台、スキャナー3台が設置されている。情報に関する授業では40名の2クラスに分けているため個人でPCを占有でき、授業時間外も、学年ごとの臨地実習が行われているため、他の学生との競合などでPCが使用できないということはない。

図書館では、図書貸出・返却管理用の業務端末、文献検索・蔵書検索用に計4台の端末が設置されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備されていると判断する。

- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設の利用及び設備の運用方針は施設等利用規程に定められている。学生に対しては、施設使用基準として、施設等利用規程、施設概要等を『学生ハンドブック』に記載し、オリエンテーション時に説明している。教職員に対しても、『学生ハンドブック』及び短期大学ウェブサイトで規程の閲覧を可能にするなど周知方に努めている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書・学術雑誌・視聴覚資料の収集については、利用実態調査、希望調査及び予約・リクエスト制度を取り入れている。

平成17年度末の蔵書数は、図書40,933冊、視聴覚資料682点である。分野別では、医学・薬学12,911点(31.5%)、看護学5,918点(14.5%)等となっている。平成18年度の学術雑誌は、和雑誌92誌、洋雑誌28誌であり、看護・医学・福祉系雑誌である。また、各種の関連データベース及び電子ジャーナルを導入し、データベースについては2年生対象のオリエンテーションにおいて利用方法を説明している。

年間の図書貸出の状況は、学生240名、教職員44名、卒業生52名、一般学外者42名などに対して、6,498冊の貸出を実施しているが、これは平成15年度以降減少傾向にある。また、図書委員会によるアンケート調査を実施し、貸出期間の延長、長期休業中の期間延長等、利用者の意見を反映させた改善措置が講じられている。閉館時間は、実習終了後の利用のための便宜を図り、19時30分としている。アンケート調査では、さらに延長の希望もあるが、実際の利用者数を調べ、現行どおりとしている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

毎年度年報を作成し、教育活動・学生にかかわる状況など、教育の実態について報告している。平成11年度からは『自己点検・評価報告書』を定期的に発行し、教育活動の見直し課題を明確にしている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

当該短期大学では、課題・テーマごとに各委員会等がアンケート調査を実施している。

授業科目については、「学生による授業評価アンケート」を実施し、結果及び科目担当教員による改善方策、教員のメールアドレスを短期大学ウェブサイトに掲載して学生との意見交換を可能としているが、平成17年度は前期77.0%、後期54.5%の回収率であった。また、学生委員会が、国家試験向けの学習支援、進路ガイダンス、担任制についてアンケート調査を行い、意見を参考に学習支援の実施方法を工夫している。さらに、教務委員会では特別講義、図書委員会では図書館の利用・貸出・満足度などについてアンケート調査を行い、以後の活動の改善に反映させている。

これらのことから、アンケートの回収率は必ずしも高くないが、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成11年度から開始した卒業生の就職先及び実習施設の訪問による意見聴取結果を毎年分析し、教育課程の改正等、教育や学生指導の改善に繋げている。平成16年度には施設訪問の実施要領を作成し、施設訪問により得た卒業生の情報を報告書にまとめ、全教職員に情報を提供している。これらは自己評価委員会の業務に位置付けられている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

新カリキュラムを評価するために発足させたカリキュラム形成評価会議において、完成年度までの教育評価及び科目間の連携に関する検討を行っており、教務委員会及び実習調整委員会などと連携して経過を報告している。同会議は、新カリキュラムに関する教員・学生アンケート調査を実施し、学生の授業評価、実習施設及び非常勤講師などの外部の意見を総合的に分析している。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の専任教員は、自己の担当授業科目に関して半期ごとに行われる「学生による授業評価アンケート」の結果に対して学生からの意見を受け止めつつ対策を示し、授業内容の改善、学習教材の質の充実・開発、実習方法の改善などを行っている。

また、年に2度開催される非常勤講師会において、教育の状況について意見交換をしている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

平成15年度に「教育改革の流れと授業アンケート」をテーマに外部講師を招いてFD集合研修会を開催し、授業評価に対する知識を深めたが、今後も研修会を継続して欲しいとの要望に応え、平成16年度に再び研修会を実施した。平成17年度には新教育課程を充実させるために、教員8名からなる「看護実践力に関わる検討会」を立ち上げ、教育内容・方法の精選と充実を図っており、その検討会を中心として、外部講師を招いて「看護過程」についての教員研修会を2回実施した。また、教務委員会が、学生及び教職員を対象とした学内合同特別講義として、講演会「医療における安全管理」を開催し、実施後のアンケートにおいて次年度以降に希望するテーマを募り、内容を検討している。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

外部講師を招いての授業評価に関するFD集合研修会は、教員全体が授業評価についての共通認識を形成し、カリキュラム形成評価会議などの組織の活動の基盤を作ることを目的に行われている。その成果として、授業評価の分析及び今後の対策を短期大学ウェブサイトに掲載し、情報を共有するなどの取組がなされ、授業内容・実習方法の工夫や、教材の研究等が行われている。さらに、5日間程度の看護教員継続研修が神奈川県立保健福祉大学教育実践センターにおいて開講され、経験の少ない新任教員にとって有意義なものとなっている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

看護実習を支援する非常勤実習助手に対し、学内で事前打ち合わせという形で実習指導の方法を説明している。また、各施設で実習に直接関わる看護師に対して、「臨地実習指導者研修会」を川崎市病院局と共同で年2回実施している。研修会では、「臨床実習指導の方法」等についての講義と、具体的な教育指導場面を振り返るフォローアップ研修として、グループワーク演習が行われている。研修会終了時のアンケートでは、75%の参加者が実習指導上の問題方法が理解できたと回答している。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

川崎市を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

入学選考料、入学料、授業料等の収入、並びに、川崎市の一般財源からの繰り入れにより安定した収入が確保されていることから、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入を継続的に確保していると判断する。

10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

川崎市を設置者とする公立短期大学であるため、年間の歳入歳出予算については、川崎市議会で審議・議決を経て確定した後、法令に基づき告示により市民に公表されており、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

川崎市を設置者とする公立短期大学であるため、当該短期大学における単年度での支出と収入は均衡している。

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

教育事業費については、教育効果や新しい状況への即応性を高めるため、学生教育経費、教員経費、研究補助金等を事業毎に予算配分するとともに、管理経費については、全体枠を設定しながらも緊急度や必要度に応じて予算配分することになっている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

川崎市を設置者とする公立短期大学であるため、財務諸表は作成していない。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

市議会の審議・議決や、市監査事務局の行政監査及び財務調査を受けている。また、日常の公金の支出に当たっては、必ず学外部署（川崎市収入役室）の審査を受けている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】**基準 11 を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

当該短期大学では、川崎市立看護短期大学条例に基づき設置・管理が行われており、学長のもとに看護学科・事務局・図書館、教授会などが置かれている。看護学科には学科長、図書館には図書館長を置き、それぞれ教授をもってこれに充てている。事務組織は、事務局長、総務学生課長をもって管理運営に充て、事務局長を含め常勤職員（総務学生課 10 名）及び非常勤職員（7 名）合計 17 名で構成されている。重要事項を審議するための教授会のもとには 8 種の委員会が設置されている。

また、学長が長を務める企画運営会議、個人情報保護管理委員会、実習施設連絡会議、保健会議があり、学長直属として自己評価委員会、カリキュラム形成評価会議が設置されている。企画運営会議、自己評価委員会、個人情報保護管理委員会、並びに教授会の下部組織である入学試験委員会等の構成委員には教員、事務局職員の双方が参画している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持ち、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該短期大学には、意思決定機関として教授会が設置され、月 1 回定例開催が定められている。教授会構成員は学長、学科長、教授、助教授、専任講師であり、助手には審議・報告事項の周知を図る意味で傍聴を認めている。人事に関しては、学長・学科長・教授で構成する教授会で扱われる。また、複数の委員会・会議に関連する課題・案件を横断的・効率的に情報共有し、速やかに必要な審議・調整等を可能とするために、学長・学科長・事務局長・各委員会委員長・会議長により構成される企画運営会議を設置している。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズは、担任教員、教務委員会・学生委員会、事務局の総務学生課学生担当職員によって把握され、また日常的なコミュニケーションの過程でも把握されている。教員のニーズは、担当の各種委員会を通して把握され、教授会などの意思決定に反映されている。事務職員のニーズは、主に事務局あるいは

委員会を通じて把握され、管理運営に反映されている。学外関係者のニーズは、就職先の施設訪問、後援会理事会、非常勤講師会などで把握されている。これらのニーズは分析され、事務局・各委員会等を経て企画運営会議や教授会で審議・報告されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該短期大学の管理運営に関わる常勤職員 10 名については、川崎市職員研修規程に基づき研修が行われ、また職種に応じて各種研修への派遣が行われており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該短期大学の設置及び管理に必要な事項については条例で定められており、これに基づき、学則、事務分掌規則、事務決裁規程、教職員の人事・服務、各委員会・会議等の諸規程、学生教育に必要な履修規程、施設使用規程、学生福利厚生等の各種規程が整備されている。また、規程集を教職員全員に配布し、短期大学ウェブサイトにも諸規程を掲載することにより周知を図っている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

当該短期大学の目的は、短期大学ウェブサイトを始め規程集、大学案内、『学生ハンドブック』へ掲載されている。計画・活動状況は、『教授会議事録』として事務局に保管・管理され、閲覧可能としている。各委員会等活動実績は、『議事録・年間活動（目標・総括）報告』という形でファイル化され、事務局で閲覧可能としている。年間活動目標・総括は、自己評価委員会がとりまとめた後、教授会に報告され、記録として保管される。『自己点検・評価報告書』は隔年、年報及び紀要は毎年刊行され、教職員全員に配布されている。

これらのことから、短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成 11 年に設置された自己評価委員会が、年度当初に各委員会ないしは会議単位に当該年度の活動目標の提示を求め、年度終了時に活動実態・目標到達度・次年度へ向けた課題等を掲載した活動報告書の提出を求めて集約し、教授会に報告している。その結果は、『自己点検・評価報告書』として公表されている。

これらのことから、短期大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

短期大学内では、自己評価委員会が教授会に評価結果を報告し、『自己点検・評価報告書』を配布することにより結果を公表している。学外には、看護系の短期大学、川崎市実習協力施設等を中心に『自己点検・評価報告書』を配布している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成 18 年度に認証評価制度による第三者評価に取り組んでおり、その受審に当たり自己点検・評価を行っていることから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

各委員会や会議等で自己点検・評価活動を実施し、次年度へ向けた課題を明示している。これを受けて、次年度の各委員会や会議等で年度当初に新たな活動目標を設定する仕組みとなっている。自己評価委員会は、これらの個々の活動目標の到達度についての評価や次年度活動目標を統括し、教授会へ報告するとともに、学内メールにより全教職員に周知し、情報を共有している。評価結果は、ファカルティ・ディベロップメントの実行・推進、「学生による授業評価アンケート調査」の実施等に反映されている。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該短期大学に対して評価結果（案）を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について短期大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該短期大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
基準3 教員及び教育支援者 【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】 ○ <u>平成15年度以降の3年間に常勤職員のほぼ6割が転出していることから、教員配置において不安定な状況が認められる。</u> 【意見】 平成15年度以降の3年間に合計した転出常勤教員数に対して不安定状況という評価をされています。平成17年度には安定化が図られている本学の常勤教員の転出経過について、年度を遡り過去の1年間に生じた件数を、訪問調査時には転出の実態に言及、調査されることなく、事前提出書面による評価として文書上で改善を要する点が指摘されています。 この度の評価を真摯に受け止め今後の改善に生かしたいという本学にとって、具体的な改善策を速やかに検討する上で、この評価結果を、どのように受け止めるべきか、伺いたい。 【理由】 本学の過去3年間の転出者は平成15年度5名、平成16年度11名、平成17年度3名で、実際には、転出者11名の生じた平成16年度の翌年度平成17年度は転出者3名で安定化が図られています。	【対応】 次のとおり修正を行う。なお、これに伴い、観点3-1-③に係る（評価結果の根拠・理由）に関しても修正を行う。 【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】 ○ 看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されているが、平成15年度以降の3年間に常勤の教員総数のほぼ6割が転出しており、その補充は行われているものの、転出の事由は別として、継続的な教育研究の実施に向けた基盤の確立のための更なる努力が必要である。 （評価結果の根拠・理由） 観点3-1-③ なお、平成15年度以降の3年間に常勤の教員総数のほぼ6割が転出し、それに伴う補充が行われている。 これらのことから、教員の転出入が多く、教育研究の継続性の見地からその不安定さが危惧されるが、転出に伴う補充は行われており、看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されていると判断する。 【理由】 このことについては、資料精査の結果、教員総数に占める転出入者の比率が3年ではほぼ6割と高いことを確認し、そのような事実が当該短期大学の教育研究の継続性に関して不安定な状況であると判断したことから指摘したものである。 また、当該短期大学において、指摘したような状況が今後生ずることのないよう、継続的な教育研究の実施に向けた基盤の確立のための更なる努力を求めたものである。 なお、この趣旨が明確となるように、【主な改善

	を要する点】及び【改善を要する点】を修正するとともに、観点3-1-③に係る（評価結果の根拠・理由）についても併せて修正することとした。
基準6 教育の成果 （評価結果の根拠・理由） 観点6-1-② 平成17年度の卒業認定者数は70名であり、そのうち修業年限内で卒業した者は67名で、平成15年度の入学者79名の84.8%にあたる。卒業認定を受ける以前に、退学する学生が10名近くいるという状況がここ1・2年続いている。平成17年度の各学年の必要単位未修得者は、1年生10名、2年生8名、3年生10名であり、退学者は4名である。必要単位未修得者数が多く、その原因の把握と対策が十分とは言えないが、卒業年度別にみた看護師国家試験の合格率が、初年度を除き全国平均を上回っており、教育の成果や効果が上がっていると判断する。 【意見】 退学者数は平成16年度が7名、17年度は4名である。ここでいう退学者10名とした根拠を伺いたい。 単位未修得者数は、平成17年度は各学年8～10名であるが、退学、休学（病気療養、進路検討など）を含んでおり、それらを除いた数は5～6名である。 学生状況については原因を含めて、教務委員会が把握、随時教授会、企画運営会議に報告されており、把握は十分に行っていると考えている。十分とは言えない根拠を伺いたい。 【理由】 年報にも記載されているが、年度毎にみても、平成15年度は5名、平成16年度は7名、平成17年度は4名の退学者数であり、また学年別では平成15年度入学生は6名、平成14年度入学生は5名、平成13年度入学生は1名の退学者数である。以上から退学者はここ数年において、1～7名となっており、実態と異なっている。 また、単位未修得者に関しては、教務委員会がその実態や原因を学生個々に把握しており、教務委員会、担任、健康相談室長がその状況に応じ、面接や学習指導等を実施している。その原因は学業、	【対応】 次のとおり修正を行う。なお、これに伴い、【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】に関しても修正を行う。 （評価結果の根拠・理由） 観点6-1-② 平成17年度の卒業認定者数は70名であり、そのうち修業年限内で卒業した者は67名で、平成15年度の入学者79名の84.8%にあたる。修業年限内に卒業できない学生が10名前後いるという状況が続いている。平成17年度の各学年の必要単位未修得者は、1年生10名、2年生8名、3年生10名であり、退学者は4名である。必要単位未修得者数が多い状況に対する対策が十分とは言えないが、卒業年度別にみた看護師国家試験の合格率が、初年度を除き全国平均を上回っており、教育の成果や効果が上がっていると判断する。 【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】 ○ 各学年において必要単位未修得者数が多い状況に対する対策が十分とは言えない。 【理由】 「卒業認定を受ける以前に退学する学生」との記述は、「修業年限内に卒業できない学生」とするのが正しい。 なお、必要単位未修得者数が多く、その原因の把握が十分とは言えないということについては、必要単位未修得者が多い状況に対して、歯止めがかけられていないという結果からの判断である。 しかし、このことは、短期大学として原因の把握を行っていないということではなく、原因を把握するために、委員会等による取組が行われていることについては、訪問調査時に確認しているところであり、表現上誤解を生じる可能性もあることから、観点6-1-②に係る（評価結果の根拠・理由）を修正するとともに、【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】についても併せて修正することとした。

病気療養、進路等、多岐に渡っている。学習面に関しては教務委員会が中心となり、担任、学科目担当者を含めて個々の学生のその原因分析を行い、面接や学習指導を実施している。進路の迷いがある学生は、担任、教務委員長、スクールカウンセラー等が対応している。また、心身の健康面に関しては、健康相談室長と保健師、校医、スクールカウンセラー等との連携の強化を図り対応している。休学中の学生に関しても教務委員会から、電話等で状況確認や支援を行っており、学生状況についての把握はできていると考えている。	
---	--

<参 考>

ⅰ 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 短期大学名 川崎市立看護短期大学
- (2) 所在地 川崎市幸区小倉 1 5 4 1 - 1
- (3) 学科等の構成
学科：看護学科
- (4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日現在）
学生数：学科 2 4 7 人
教員数：3 0 人

2 特徴

昭和 38 年 12 月、市民の健康保持と増進の役割を担う市立病院への期待や市内の看護師充足のため、看護専門学校は看護婦養成所の指定を受け、昭和 39 年 4 月には川崎市立高等看護学院(共学)を開学した。平成 4 年 4 月には川崎市立看護専門学校と改称された。一方、急速な高齢社会化の到来や保健・医療・福祉サービスへのニーズの高まりにより川崎市の 21 世紀の都市像や川崎新時代の創造を描く「川崎新時代 2010 プラン」の中で、本学の設立は次のように位置付けられた。すなわち、「生涯福祉都市づくり」の基本計画における、地域の特性に応じた適正なサービス供給体制の整備に関連して、市立病院の整備充実・医療技術者の確保、特に看護師の確保・資質の向上を図るため、市立の短期大学設立を検討する必要があるとされた。こうした背景の中、看護婦養成所、高等看護学院、看護専門学校(卒業生 1,766 人)を発展的に解消し、平成 7 年 4 月、1 学年定員 80 人の川崎市唯一の公立短期大学として開学した。本学設置に至った主な理由は、全国と比較して市民一人あたりに提供されている看護サービス量が低かったこと、本市の老人保健計画では急速な高齢者人口比率の高まりに加えて要介護高齢者の増加の中で看護職の拡充が急務で、看護師養成人員増加が求められたこと、看護基礎教育の質的変換・向上が不可欠となり、教育課程で研究的態度の育成が必要とされたこと、さらに看護職間ネットワークのセンター的役割、職場の活性化を支援する教育機能を有し、地域の就業体制の整備につながる在職看護職の離職防止・定着率の向上などを目的とした高等教育機関が必要とされたことなどである。

本学は教育上の特色としては、人が本質的にもっているヒューマンケアリングの能力を科学論理的に発展させ、人間についての幅広い知識を土台とし、進歩し多様化する保健医療に応じて、専門家としての役割を果たすこと

ができる看護師を育成することを教育理念としており、大学の地域における役割を持たせたことである。

- (1) 幅広い視野と豊かな人間性の育成
- (2) 判断力と研究的態度を備えた看護実践者の育成
- (3) 国際化の対応
- (4) 地域に開かれた大学の実現

学生の出身地は、平成 7 年開学以降 959 人中、市内(及び県内)出身者は 172 人(374 人)で構成比 17.9%(38.96%)である。男女別では、卒業生でみると男性は合計 30 人で、平成 12 年度以降男性比率が増加傾向にある。平成 18 年度の在学生 247 人中 15 人(6%)が男子学生である。本学開学以降、卒業生 669 人のうち 166 人を本市へ看護職として輩出している。平成 9 年度以降の進学者は 4 年生大学への編入、専攻科併せて 84 人である。

地域貢献や協力については、本学のもつ豊かな教育力、公立大学としての持続的なネットワークの構築、市内医療機関を実習医療施設として臨床と教育の統合的な実践の場づくりを進め、同時により良い看護の質の向上を目指す各種の研修、市民への医療保健の技術指導・啓発等の活動の中に、本学の理念の具象化を見ることができる。大学がもつ教育研究機能と、人材の活用を広域に行う趣旨を担い他大学への講師派遣やアドバイザー等の積極的な協力や支援を行っている。すなわち病態治療学、医学一般、産婦人科医用工学、統計学、看護教育研究計画演習、看護教員継続研修、看護教員養成コース等多様な展開を列記することができる。市内医療施設をはじめ臨地実習施設等における看護の質の向上をめざした研修指導等には、プリセプター研修、臨床看護研究、看護研究指導、臨地実習指導者研修フォローアップ研修、事例研究の進め方、院内教育事例研究、カリキュラムの検討等がある。高揚する市民の健康への関わりに対する技術指導として、ホームヘルパー2 級養成講座、公的健康運動指導員資格認定、高齢者レジスタンス・トレーニング・プログラム等があり、研修指導者と市民が一体化し、健康をより身近なものとする試みは、社会福祉実習入門、市民健康づくり、子育て支援シンポジウムや公開講座で実施されている。公開講座は、開学以来毎年実施しており、「若い」、「健康生活」、「在宅看護」、「子どもと家族」、「生活習慣と運動」、「心」等、市民の健康に直結する日常生活の中でのタイムリーなテーマを創出・選択している。本校からの発信型公開講座として位置付けている。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1. 本学の使命

川崎市立看護短期大学は、川崎市基本計画「生涯福祉都市づくり」の具体的展開の中で、看護職の養成増をはかり、併せて複雑多様化したヘルスニーズに柔軟に対応できるような看護基礎教育の内容を充実することから、川崎市立看護専門学校を発展的に解消し、新たに設立された。

この設置の趣旨を受けて、開学当初、教育研究活動の基本方針・教育理念として、「人が本質として持っているヒューマンケアリングの能力を科学的論理的に発展させ、人間についての幅広い知識を土台とし、進歩し多様化する保健医療に応じて、看護専門家としての役割を果たすことができる看護婦を養成する」を掲げた。また教育目標として、(1)幅広い視野と豊かな人間性の育成、(2)判断力と研究的態度を備えた看護実践者の育成、(3)国際化への対応、(4)地域に開かれた大学の実現、の4項目を提示してきた(1 設置の趣旨、2 特に設置を必要とする理由、3 設置する学科の構成と教育研究上の特色：平成6年4月28日文部省提出の設置認可申請書)。

その後、改善へ向け平成12年度から教育課程の検討・見直しを開始し、また平成15年3月の厚生労働省・文部科学省の看護師等養成機関への勧告内容(社会における医療情勢の著しい変化に対応できる看護の実践に即した技術教育の充実)を踏まえ、平成17年4月から、本学は新たな目的、教育理念、教育目標を策定し、新教育課程による授業を開始した[平成16年度教育課程及び実習施設変更承認申請書関係書類]。

2. 目的

看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を養成することを目的とする。

3. 教育理念

生命の尊厳と人間理解を基礎に、豊かな人間性を培い、思いやりの心と専門的知識に基づいた的確な判断力をもち、健康支援のための看護実践能力を有する人材を育成する。さらに、生涯にわたり専門性を追求し、保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる人材を育成する。

4. 教育目標

- ・人間を深く理解し尊重できる態度を養う。
- ・看護の対象となる人々の健康状態を、科学的根拠に基づいて的確にとらえ、必要な看護を判断できる能力を養う。
- ・それぞれの人の健康を支援する看護を実践できる能力を養う。
- ・保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養う。
- ・生涯にわたり専門性を追求できる基礎的能力を養う。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

本学設置の目的「看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を養成する」は、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的である「深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」に対応しており、これから逸脱したものではないと判断される。本学の目的を受けた教育理念と教育目標は、開学時に掲げたものを学内での改善へ向けた見直しや文部科学省・厚生労働省の勧告を踏まえて平成 17 年 4 月現行の、より明確化したものに改めた。これら目的、教育理念、教育目標は、教職員や学生に対しては学則、ウェブサイト、大学案内、学生ハンドブックなどに掲載し、適宜、学長の講話、学科長の説明などにより周知を図っている。また社会に対してはウェブサイト、大学案内、年報、自己点検・評価報告書などで広く公表している。今後は、これら本学の目的、教育理念、教育目標をどの程度把握しているか、学内・外の対象者にアンケート調査などを実施し具体的に確認していくことも検討すべきと考えている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の学科構成は学則第 1 条に示す教育研究の目的を達成するためのものに対応し適切なものとなっている。

平成 17 年度から新教育課程を開始しているが、教養系科目は、看護実践力育成の土台と位置づけ、学習内容の抽出並びに新たな構築作業の中、適正な科目設定・開講年度の検討が進められ、適切に展開される方向で整備されつつあると判断される。同様に現在はまだ十分に機能しているか評価できる段階にはないが、これまでの開講科目数、学生の科目履修申請状況等からは、概ね順調に動いていると思われる。

教授会等における教育活動に関わる重要事項を審議するための組織は、学則で教授会を最高意思決定機関と位置づけるとともに、教務委員会をはじめとして関連各委員会・会議等が配置されている。各委員会・会議はそれぞれの所掌事項・関連規則に基づき活動し、年度ごとの活動目標・内容等の情報を共有化するなど相互の連携も適宜とりつつ、効率的な展開を行っている。

教育課程や教育方法等を検討する委員会組織として、教務委員会が配置され、関連会議・委員会との連携を含めて短期大学としての規則に則り、組織的な整備はなされてきている。教育活動に関わる重要事項を審議する活動は、教務委員会を中心に行われ、教育課程や教育方法等の充実を目指した実質的な検討が展開されている。

特に、学生の教科履修に関する指導に関しては、教務委員会、学生委員会、実習調整委員会など複数の委員会活動が相互に関連しあっており、「学生の学び」の支援について活動を深めている。これらの取り組みの効果や評価を適切に行うために、幅広く継続的な分析が必要であり、絶えず教育内容や教育方法などについてあらゆる視点から客観的に検証していくことが大切であると考えます。

基準 3 教員及び教育支援者

設置目的に沿い学則によって教員組織が置かれ、教育課程を遂行するため必要な教員組織が編成され、法的基準並びに看護師免許・資格に係る養成機関の指定規則等に基づく規程も十分満たしている。看護実践能力の育成という観点から、看護学各領域の専任教員はその専門性並びに教育経験等から適正に配置されている。加えて、実習施設の川崎市立病院の協力で看護実践力強化に適した看護専門職の非常勤講師が派遣され、効果的教育を実施している。教員の採用・昇格基準は、教員選考規程で明確にされ、適格の人材が確保できている。また看護系専任教員に男性教員 1 人講師で在職しており、特に男子学生の教育上良い身近なモデルとなっている。

る。

教員の評価に関しては独自の人事評定システムを有し、教育理念に沿った評価分野の、教育、研究、社会貢献、入学卒業対策、管理運営、特色ある活動、の6要素につき、自己評価を基に毎年1回評定されるものとなっている。教員の研究活動においては、基礎研究費に加え、特別研究費を新設し、教育研究のみならず川崎市の実習関連施設等との協力・連携を図るものも含まれ、川崎市・地域医療看護にも貢献し得るものと考えられる。

基準4 学生の受入

本学は専門的知識に基づく的確な判断力を持ち看護実践能力を有した看護師を育成し、川崎市の地域社会に貢献できる優れた人材を輩出することを教育理念としている。

この目的実現のために一般入試、推薦入試、社会人入試という入学試験方式により入学生を確保している。

本学の受験倍率は、一般入試では概ね数倍、推薦入試では1点数倍、社会人入試では約10倍であり、いずれの入試方式においても十分な受験生を確保できている。特に、社会人入試においては、県内の他短期大学における受験者数の平均4人(平成17年度)に対して、本学は50人以上で非常に多い。

卒業生のほとんどは、卒業後、看護師として就職するか、保健師や看護師を養成する教育機関に進学・編入学し、医療機関へ就職を希望する卒業生の就職率は100%である。

情報の分析に基づき、推薦入試の定員増加や、社会人入試の新たな制度を設けるなど、市内就職者の増加につながる適切な入学試験制度の変更や改革が実行されてきている。

卒業生が看護師として活動するには看護師国家試験合格は必須であるが、初年度を除き本学の看護師国家試験合格率は、全国平均を上回っており良好である。

また、卒業生の就職先施設に対する訪問調査の結果では、本学の卒業生の評価はおおむね良好であった。

以上のようなことから、本学ではこれまでの入学試験制度により、本学の目的、教育理念・目標に沿った入学生を概ね受け入れることができていると判断される。

基準5 教育内容及び方法

<短期大学士課程>

本学では、「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の有機的な連携を図り、看護師としての基礎的能力を修得させる目的の教育課程を編成している。看護師国家試験の合格はもとより、卒業後の発展性を保障する卒業時の到達度を設定し、学際性・総合性を考慮した教育課程となっている。「専門基礎科目」、「専門科目」においては、各科目の特徴的な内容を含み、教育目的に掲げられている基礎的な看護実践力を育成するための有機的な連携を具現化している。本学での研究活動の成果は、教育研究や事例研究等によって授業内容に反映されている。また、社会的要請に応えるため、平成17年度から教育課程を改正している。今後、平成19年度卒業生について、設定した卒業時の到達度に照らして評価を行い、改善を要する点を検討していく必要がある。学生に対しては、高等学校における未修得の自然科学系科目に関する補充学習、学生の要望を取り入れた学習会の実施等に力を入れている。単位互換に係ることとして、他大学や短期大学で修得した単位を卒業要件の単位として認めている。本学では、ガイダンス等による履修に関する説明、時間割上の科目配置の工夫、学生の主体的な学習を促す環境作り等により、学習時間の確保に努め制限ある教育期間内で単位の実質化への配慮を行っている。

授業形態は、実験や実習等の体験学習を重視し、それぞれの分野の特性に応じて講義と演習、実験、実習を組み合わせ、バランスのとれた構成になっている。学習指導方法については、科目によって人数配分を替えた

授業、グループワークを取り入れた対話型授業等の工夫がなされ、主体的に考える力を養い専門の学力を身につけさせている。シラバスについては、必要項目をフォーマット化し、一回ごとの授業内容を掲載するように改善し、学生への周知および教員間で調整しやすいよう配慮している。基礎学力不足の学生に対しては、担任教員を中心としたきめ細かい指導で対応している。

成績評価方法は、授業科目ごとに、筆記、実技、論文、その他の方法による試験の成績、出席状況等から多面的かつ総合的に判断することとしている。成績評価に対する学生の異議申し立ての機会も設けるなど、正確性・透明性をもって実施されている。これらの成績評価方法については、ハンドブック（履修概要）等の刊行物への明示や初回授業時のガイダンスにより学生に周知している。

基準 6 教育の成果

本学における、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、設置目的に沿った新たな教育理念・教育目標の中に明示されている。また、その達成状況を検証・評価するための取り組みに関しては、カリキュラム形成評価会議、教務委員会、自己評価委員会等を中心とした諸活動・調査を通して展開されてきている。今後は、より明確・より具体的な卒業時の到達像の明文化を図るとともに、達成状況に対しては一層の検証・評価体制を整備していくことが重要であると考えている。

各学年や卒業（修了）時等の状況をみると、各学年の進級に関しては大多数が単位を取得し進級、卒業に至っている。看護師国家試験の結果は、本学卒業生の合格率は初年度を除き全国平均を上回っており、意図する人材養成という観点からは教育の成果として所期の目的は達成されている。

学生による授業評価アンケートを平成 16 年度から開始し、全科目で実施している。学生の判断をみると、基礎科目・専門基礎科目と比較して、看護専門科目および実習科目での得点が 4.0 以上と相対的に高く、概ね看護系短期大学として意図する教育の成果があったと学生自身が評価していると考えられる。

卒業後の進路実績では、就職の割合が 70－80% 台、大学編入・保健師・助産師学校などへの進学者が 7－18% であった。公立短期大学として地域社会への貢献という観点からは、平成 17 年度は川崎市内への就職率は就職者全体の 38.6% と過去最高であり、看護職の充実を求める本市の医療行政と本学教職員による市内への就職指導の成果が現われた結果と考えられる。

平成 11 年度から継続的に卒業生就職先の施設訪問調査を主たる実習施設を含め実施している。卒業生の就業状況、早期退職者など職場での適応状況、本学への要望・看護基礎教育に望むこと、次年度採用情報等、貴重な情報・意見を聴取できるだけでなく施設側との連携強化にも繋がる有用な取り組みと重視している。これら調査結果は、教育内容の具体的な改善として、平成 17 年度の新教育課程(新カリキュラム)改正にも生かされており、今後さらに教育活動へのフィードバックを整備・強化していくことが大切であると考えている。

基準 7 学生支援等

学生の修学支援に関しては、新入生オリエンテーション等により、本学の教育理念、教育目標、履修方法などについて適切な指導が行われている。また、きめ細やかに教員 2 人が 1 組となり連携する担任制を実施しており、学習、生活、進路相談等全般的な学生相談に応じている。進路相談については、進路ガイダンスを年間 3 回開催し好評を得ている。また、学生全体に対する学習支援として、学生の希望を踏まえ、「学習会」、「学内合同特別講義」、「国家試験対策補講」を実施し成果をあげている。学生の学習ニーズの把握は、教務委員会のアンケート調査、各教科授業評価、担任面接等を踏まえ、把握につとめている。また、学習環境として、演習室、図書室、情報処理室、標本展示室等の自己学習設備等も十分に整っており、利用に関する利便性も図られている。

学生の健康面では、健康室長を中心とし、校医、保健師、カウンセラー（臨床心理士）を置き、相談体制が整っている。また学生の集団を対象とした健康教育を学生のニーズに沿って実施し、「喫煙、食事指導」、「ストレスとその対処方法」等のテーマで実施しており、成果をあげている。また、「学習継続に係わる学内対策会議」を設置し、特に健康問題を中心に、学生および保護者、実習担当教員、実習関係施設等との調整、相談を行い包括的な支援を行い、スムーズな臨地での学習支援に貢献している。

学生の主な自治活動は、学生サークル活動、学生自治会活動、青朋祭（大学祭）であり、諸活動の運営金については後援会による補助が行われている。学生サークル活動については、現在 11 団体が登録されており、学生委員会の教職員がサークルの設立・継続時、課外活動代表者会議への助言等を行ない、サークルの顧問教員も支援している。学内には「課外活動室」、「自治会室」が設けられ、グラウンドや体育館の使用も可能であり、活動に必要な施設が整っている。

奨学金・修学資金は、全在学生の 43%に貸与・給付され、平成 17 年度新規奨学金貸与希望者に関しては、96.9%の充足率であり、比較的貸与されやすい状況であると考えられる。また、川崎市立看護短期大学奨学金の返還率は 100%で適切に経済支援が行われている。

基準 8 施設・設備

基準面積を上回る校地・校舎は、充実した施設・設備とあいまって特色ある教育・研究を可能している。

1 パソコンの設置についてであるが、本学の総学生数 240 人の規模からすると、47 台の PC を設置したパソコン学習室の設備環境は優れているものと言える。入学時にアカウントとメールアドレスが与えられ、設備を自由に使用することができる。利用時間帯は、授業以外では、平日は 9 時から 20 時まで、休日においても総務学生課への事前申請を行い使用が可能である。外部へのアクセスも光方式による高速通信回路によって、インターネットの情報検索も容易で、使用制限をすることもない。メールは、携帯電話による送受信を一般利用としているが、報告書等添付資料の容量が大きいものは、学内メールサーバーによる専用アドレスが教官、学生間の情報授受に汎用されている。

2 図書館の利用整備は、日本図書館協会を始め 5 つの団体に加入し、加盟館との情報交換や研修会を通じて、図書館のより良い利用環境整備に努めている。特に日本看護図書館協会では、毎年行われる重複交換に参加し、欠号となっている雑誌の補充に努めると共に文献複写の相互協力も数多く行っている。

こうした施設設備利用の簡便化、効率化にむけた改善を図っているが、大学の施設設備の利用開放は社会要望だけでなく、公立という立場から地域還元としても求められている。特に、図書館利用については、調査研究を目的とする他大学や医療機関従事者へ図書館長の判断により利用を許可しているが一般開放は行っていない。平成 18 年度には、本学ホームページに OPAC（書名、資料名の検索機能）の公開により学外者への情報媒体の活用に供していきたい。今後は、本学が看護短期大学の特性を、十分に活かしながら開放を積極的に進めていきたい。

本学の施設設備全体が、学習、研究の場或いは生活の場として教員、学生が利用しやすく、効果的なものとするために常に柔軟な対応が必要であると考えている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学は、平成 11 年から自己評価委員会を発足させ、教育の状況について点検・評価し、その結果を基に改善・向上を図るためのシステムを整えてきた。同年から卒業生の就職先や実習施設を訪問し、意見を聴取する取り組みを 7 年間、継続して実施しており、本学の教育について自己点検・評価し教育活動に反映させている。学生の授業評価についても、平成 15 年より開始し、学生のニーズを把握している。

平成 15 年度～17 年度にかけて 3 年間継続して、FD 集合研修会を全教職員対象に実施しており、組織的な方法で適切な FD を推進している。教職員への教育改善への認識が高まり、各科目担当者は全員、その科目についての分析結果と課題に対する対策について、ウェブサイトに掲載するまでに至っている。学生がそれを自由に閲覧できるだけでなく、教員間も自由に閲覧し情報を共有できるようになっており、教育の質の向上や授業の改善に結びついているといえる。また、各科目担当者はこれらの学生による授業評価アンケートの結果を分析し、授業内容の工夫や、実習方法に関する工夫、実践研究、教材研究へと繋げており、研究としても報告されている。

教育経験の少ない教員は、神奈川県立保健福祉大学教育実践センターの現任教師教育のプログラムに積極的に参加し、自らの授業や教育に関する点検・評価に繋げており、意義ある機会となっており、教員に対する資質を向上するための組織的対応が考慮されている。また、教育支援者である実習指導に関わる看護師（臨床実習指導者）に対しては、川崎市病院局との共同により、「臨地実習指導者研修会」を年に 2 回実施し、本学教員が講師・アドバイザーで参加し教育の質的向上を図るための取り組みを行なっている。

教育課程評価については、カリキュラムの改正の意図に沿い、学生、教員、外部機関の意見を得て、形式的に評価を行なうようカリキュラム形成評価会議を発足させている。これに自己評価委員会の活動を併せ、教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映など、具体的かつ継続的な方策が講じられている。また、非常勤講師、実習指導者等の外部者と積極的に意見を交換し、継続的な改善・向上を図って行なっている。

これらの取り組みは、本学の設置目的に基づき、毎年度「年報」に掲載している。また、平成 11 年度からは「自己評価報告書」を発行し、本学の教育活動を見直し、課題を明確にするとともに、次年度の教育活動に生かしており、教育の状況について活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積している。

基準 10 財務

本市の行財政改革は、単に経費節減を行うことではなく、限られた財源や資源を最大限に活用し、効率的で効果的な行政運営を行うことである。従って本学においても財源が学校運営に効果的に配分され、有効な活用が図られなければならない。本学は現在支出超過という予算の枠組を変更することはなく安定的に推移している。財源の有効活用の主な改善として、平成 17 年度に研究費の支出方法を改善し、積極的な研究に対しては特別研究として対応するための意欲的な予算配分も試みている。

基準 11 管理運営

管理運営のための組織及び事務組織として、学長の下、教育研究組織の学科に学科長を置き、事務組織には事務局長、総務学生課長を配置し、取り組むべき課題をより具体的、速やかに担えるように一元的な組織化が図られている。教授会は最高意思決定機関として、学長、学科長、教授、助教授、講師及び事務局により運営され、助手の傍聴により全教員に審議・報告事項が周知されている。また各委員会・会議等を介して重要事項は教授会において審議報告され、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

学生、教員、事務職員、学外者等のニーズの把握は、直接的コミュニケーション、アンケート調査、各委員会・会議等を介して意見聴取され、その分析・提案等は企画運営会議ないし教授会の報告・審議事項としてあげられ、管理運営に反映されている。

管理運営に関する方針は、本学設置根拠である川崎市立看護短期大学条例に示され、これに則り学則、事務分掌規則、事務決裁規程のほか、教職員の人事・服務、各委員会・会議等の諸規程が整備され、ウェブサイトでの諸規程閲覧も可能となっている。

短期大学の目的については教職員全員に学生ハンドブック、大学案内、年報等が配布され、本学ウェブサイトへのアクセスも可能となっている。計画・活動に関する情報や蓄積されたデータは一部ウェブサイトでアクセスできるとともに、事務局での議事録の閲覧や各種学内刊行物の配布などにより入手可能となっている。

自己評価委員会を中心とした学内の自己点検・評価活動は、各委員会・会議等が各年度当初に前年度の課題を踏まえて活動目標を提示し、年度末には活動目標到達度、活動総括、次年度への課題などを含めた活動報告書を提出し、それを自己評価委員会が集約・総括するという一連の組織的な取り組み体制が整備されている。自己評価の結果は、教授会報告とともに自己点検・評価報告書として学内・外に公表・発信されており、本学における自己点検・評価活動の体制は十分機能し適切な実施体制が整備されている。

平成 18 年度「大学評価・学位授与機構」による「短期大学機関別認証評価」の受審を契機に、今後、継続的な第三者による自己点検・評価の検証を受ける体制を進めていく必要があろう。

評価結果のフィードバックについては、それらを自己評価委員会が集約して教授会報告や学内メール、自己点検・評価報告書などにより還元され周知が図られている。

iv 自己評価書等リンク先

川崎市立看護短期大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

川崎市立看護短期大学	ホームページ	http://www.kawasaki-nursing-c.ac.jp/
機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
自己評価書		http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/tandai/jiko_kawasakikango_t200703.pdf

Ⅴ 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	設置の趣旨
	1-1-1-2	目的、設置目的
	1-1-1-3	教育理念
	1-1-1-4	教育目標
	1-1-1-5	平成16年度「教育課程及び実習施設変更承認申請書関係書類」4～5頁
	1-2-1-1	平成18年度オリエンテーション日程及び会場
	1-2-1-2	卒業生の進路状況
	1-2-2-1	平成17年度川崎市立看護短期大学オープンキャンパス実施要項
基準2	2-1-1-1	組織図
	2-1-2-1	総合教養科目
	2-1-2-2	基礎科目
	2-1-2-3	履修人数一覧表
	2-2-1-1	教授会
	2-2-1-2	教授会審議事項
	2-2-1-3	平成17年度会議等の議題一覧及び開催状況
	2-2-2-1	教務委員会委員
	2-2-2-2	教務委員会規程
	2-2-2-3	平成17年度教務委員会活動総括
	2-2-2-4	教育課程、履修方法
	2-2-2-5	履修規程
	2-2-2-6	平成16年度教務委員会
基準3	3-1-1-1	条例
	3-1-1-2	職員組織
	3-2-1-1	教員選考基準
	3-2-1-2	非常勤講師選考
	3-2-1-3	教員選考委員会
	3-2-2-1	教員勤務評定
	3-2-2-2	勤務評定委員会
	3-3-1-1	紀要
	3-3-1-2	年報
	3-3-1-3	自己点検・評価報告書
	3-4-1-1	事務分掌規則
基準4	4-1-1-1	学生募集要項
	4-2-4-1	社会人特別選抜アンケート回答一覧、平成15・16年度社会人特別選抜入学生成績
基準5	5-1-1-1	教育課程の設定
	5-1-1-2	卒業要件

	5-1-1-3	必修科目、選択科目等の配当
	5-1-2-1	教育理念・教育目標
	5-1-2-2	基礎科目・基礎専門科目・専門科目
	5-1-2-3	早期の基礎看護学実習の導入
	5-1-3-1	授業への反映がみられる研究活動
	5-1-3-2	研究活動
	5-1-3-3	平成18年度教育研究費基礎的交付金・教育特別研究費の審査における採択状況
	5-1-4-1	既修得単位の認定
	5-1-4-2	学習会
	5-1-5-1	各年次に配当された修得すべき単位数
	5-2-1-1	単位の基準
	5-2-1-2	授業形態
	5-2-2-1	シラバスへの授業計画の記述
	5-2-2-2	フォーマット化されたシラバス
	5-3-1-1	学修の評価、4段階評価の設定
	5-3-1-2	成績評価基準
	5-3-1-3	卒業判定基準
	5-3-1-4	卒業要件
	5-3-2-1	教員が複数で担当する科目の成績評価
基準6	6-1-1-1	平成14年3月27日付「文部科学省看護学・保健学視学委員実施視察における所見（通知）」
	6-1-1-2	カリキュラム形成評価会議総括・活動計画
	6-1-1-3	教育課程に関すること
	6-1-1-4	平成17年度施設訪問報告書概要
	6-1-2-1	看護師国家試験合格状況
	6-1-2-2	平成17年度単位取得状況
	6-1-3-1	平成16年度「学生による授業評価アンケート」教職員アンケート調査の結果報告
	6-1-3-2	学生による授業評価アンケート
	6-1-4-1	平成18年度国家試験対策予定
	6-1-4-2	平成18年度進路ガイダンス
	6-1-4-3	卒業年度別の進路状況
	6-1-5-1	卒業生を対象としたアンケート調査
	6-1-5-2	施設訪問実施の経緯
	6-1-5-3	施設訪問結果データ
	6-1-5-4	施設訪問実施要領
基準7	7-1-1-1	履修概要
	7-1-1-2	履修規程
	7-1-1-3	履修届、履修登録確認表
	7-1-2-1	平成18年度進路ガイダンス
	7-1-2-2	担任制

	7-1-2-3	平成 18 年度担任制・担任会議・年間スケジュール
	7-1-2-4	平成 17 年度担任制アンケート結果（学生回答）
	7-1-2-5	進路活動及び就職活動アンケート調査結果
	7-1-3-1	平成 17 年度学習会、学内合同特別講義
	7-1-3-2	平成 17 年度国家試験対策補講アンケート結果
	7-2-1-1	施設概要、各階平面図
	7-2-1-2	施設・設備
	7-2-1-3	施設等使用規程
	7-2-2-1	平成 17 年度登録団体
	7-2-2-2	学生団体設立
	7-3-1-1	平成 17 年度第 1 回保健事業報告
	7-3-1-2	保健会議
	7-3-1-3	平成 18 年度学生オリエンテーション時の健康教育の内容について
	7-3-1-4	平成 18 年度健康教育評価
	7-3-1-5	進路相談
	7-3-2-1	学習継続に問題がある学生の情報伝達システム
	7-3-2-2	平成 17 年度学習継続に係わる学内対策会議実績
	7-3-3-1	平成 17 年度食事と喫煙に関するアンケート結果
	7-3-4-1	奨学金・修学資金
	7-3-4-2	奨学金貸付
	7-3-4-3	平成 18 年度奨学金貸付者数
	7-3-4-4	授業料等の分納及び減免
基準 8	8-1-1-1	施設の概要
	8-1-2-1	ネットワーク系統図
	8-2-1-1	図書館資料収集方針・除籍基準、図書館案内図、平成 17 年度図書館蔵書統計・利用統計
基準 9	9-1-1-1	年報（平成 7 年度～平成 15 年度）
	9-1-1-2	教育活動
	9-1-1-3	自己点検・評価報告書（平成 15・16 年度）
	9-1-1-4	自己点検・評価報告書（平成 13 年 12 月発行、平成 13・14 年度）
	9-1-2-1	学生による授業評価アンケート調査集計結果
	9-1-2-2	2005 年度図書利用に関するアンケート結果
	9-1-4-1	企画運営会議規程
	9-1-4-2	カリキュラム形成評価会議経過報告
	9-1-5-1	ウェブサイト（授業評価）
	9-1-5-2	紀要（平成 16 年度）
	9-1-5-3	平成 17 年度非常勤講師会議事録
	9-2-1-1	平成 15～17 年度 F D 研修会について
	9-2-1-2	平成 17 年度学内合同特別講義および評価
	9-2-1-3	学習会およびアンケート

	9-2-2-1	ウェブサイト（授業評価）
	9-2-2-2	平成18年度看護教員継続研修実施概要
	9-2-3-1	平成17年度臨床実習指導者研修フォローアップ研修日程
	9-2-3-2	平成17年度臨床実習指導者研修会アンケート集計結果
基準10	10-2-3-1	教育研究費
基準11	11-1-1-1	図書館長選考規程
	11-1-1-2	学内委員会等委員一覧表
	11-1-1-3	委員会委員
	11-1-1-4	総務学生課事務分担表
	11-1-2-1	教授会規程
	11-1-2-2	助手の傍聴
	11-1-2-3	委員会・会議等規程
	11-1-3-1	教育活動環境アンケート調査結果まとめ
	11-1-3-2	後援会
	11-1-5-1	川崎市職員研修規程 川崎市例規集
	11-2-1-1	規定集
	11-2-2-1	平成17年度活動目標・活動総括
	11-2-2-2	平成17年度活動目標・活動総括および平成18年度活動目標
	11-3-1-1	自己点検・評価報告書（平成13年12月発行、平成13・14年度、平成15・16年度）
	11-3-2-1	自己点検・評価報告書送付先一覧表